

循社第170号
令和3年（2021年）4月30日

各産業廃棄物処理業者 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

令和3年4月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（依頼）

このことについて、令和3年4月26日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から別添1のとおり事務連絡がありました。

つきましては、これまでの通知、別添1～2及び別紙1～3の内容を御確認いただき、廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理の停滞やひっ迫が生じた場合又はそのおそれがある場合及び事業所内でクラスターが発生した場合には、適宜御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理に関する情報については、県ホームページに随時掲載しております（これまでの通知等も掲載）ので、貴社におかれましても、県ホームページを適時確認し、情報を入手していただきますようお願いいたします。

県HPアドレス <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/50770.html>

【別添】

- 1 令和3年4月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（令和3年4月26日付け 環境省）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（令和3年4月23日付け 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

【別添2の別紙】

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年4月23日付け 新型コロナウイルス感染長対策本部長）
- 2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（令和3年4月23日付け 新型コロナウイルス感染長対策本部長）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部）

熊本県環境生活部環境局

循環社会推進課

担当：谷口、山崎

電話：096-333-2278

F A X：096-383-7680